

U・Iターン就職支援金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人益田市医師会（以下、医師会という）の業務に従事する職員の確保に資するため、Uターン及びIターン等をした者に対する就職支援金（以下、就職支援金という）の貸与に関し、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 この規程は、医師会が採用する正職員のうち、採用職種で原則、継続して3年以上の勤務経験があつて、医師会へ就職するにあたり益田市及び鹿足郡、浜田市、萩市以外の市町から益田市内へ転居を行う者を対象とする。

2 前項に定める転居の時期は、入職前90日以内、入職後30日以内とする。

3 第1項に定める転居先の所在地が益田市以外であっても、通勤可能な近隣地域に所在する実家に転居する場合は対象として認めることができるものとする。

4 第1項に定める対象者のうち、次の各号の一に該当する者は除外する。

(1) 過去において、この規程により就職支援金貸与の適用を受けた者

(2) 入職日において、定年まで1年以上の期間が無い者

(3) 転居から医師会入職までの間に他事業所で雇用されていた者

(4) 人材紹介会社からの紹介を受けて雇用する者

(貸与額および対象経費)

第3条 就職支援金の貸与額は、新生活準備費用として定額で15万円と、転居費用として対象者本人が負担した経費について上限15万円を合計した金額とする。但し、転居費用のうち10,000円未満の金額は切り捨てる。

2 転居費用として認める経費は次のものをいう。

(1) 引越し費用（委託料、運送料等）

(2) 転居時の交通費（同居家族も含む）

(3) 賃貸住宅の新規契約に係る費用（礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料等（但し、家賃および敷金は除く））

(4) その他医師会長が認めるもの

3 前条に関わらず、医師は第1項に定める就職支援金のうち転居費用は対象外とする。

(申請の方法)

第4条 就職支援金の貸与を希望する者は、就職支援金貸与申請書（様式1号）に転居費用として掛かった経費を証する書類の写しを添えて、入職日より30日以内に医師会長に提出するものとする。

(貸与の決定)

第5条 医師会長は、前条の規定により提出された申請書類に基づき審査を行い、貸与の可否並びに貸与額を決定し、その結果を申請者に通知する。

(借用証書)

第 6 条 就職支援金の貸与を受ける者（以下、借用者という）は、貸与通知受領後、速やかに就職支援金借用証書（様式 2 号）を提出しなければならない。

2 就職支援金借用証書には、借用者本人の他、独立の生計を営み、かつ、返還債務を負うことができる程度の資力を有する連帯保証人 1 名の署名、押印を得るものとする。

(就職支援金の支払い)

第 7 条 医師会長は、借用者から就職支援金借用証書の提出を受け付けた後、14 日以内に第 5 条による貸与決定額を借用者の給与振込口座に振り込むものとする。

(返還義務)

第 8 条 借用者が次の各号の一に該当するときは、その事実が発生した日の属する月の翌月内に、貸与を受けた就職支援金を全額返済しなければならない。

- (1) 次条に定める返還免除要件を満たさずに退職したとき（解雇を含む）
- (2) 申請事項に虚偽があったとき

(返還免除および課税処理)

第 9 条 但し、借用者が次の各号の一に該当したときは、貸与された就職支援金について、その返還債務を免除する。なお、返還免除された場合の当該就職支援金については、免除時点で所得税法に基づき課税処理を実施する。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 業務災害により医師会での継続勤務が困難となったとき
- (3) 本会の指定する病院・施設で満 1 ケ年間勤務したとき

但し、この満 1 ケ年勤務の間に、私傷病休暇・欠勤・育児休業・介護休業・休職・停職（以下、休業という）により不就労日が生じた場合には、当該休業期間と同じ期間を延伸する。

(利息および遅延損害金)

第 10 条 就職支援金は無利息とする。但し、第 8 条の定めに該当した者が、返還すべき就職支援金の期限内返還について同条の規程に違背したときは、返還すべき貸与した就職支援金の全額に、その返還すべき日の翌日から返還を実施した日までの延滞日数に応じ、返還すべき額に年 14.6 パーセントの割合で計算した遅延損害金を加えた額を返還納付しなければならない。

(その他)

第 11 条 この規程に定めることのほか、この規程によりがたい特別の事例が生じたとき、又は解釈に疑義が生じたときは、その処理方法又は解釈は医師会長が決定する。

(規程の改廃)

第 12 条 この規程の改廃は理事会で決定する。

付則 この規程は令和 2 年 12 月 1 日より施行する。

- 1. この規程は令和 6 年 3 月 31 日までを期限とする。また当制度の利用実績並びに職員採用状況、また社会情勢等により更に延長が必要な場合は人事管理委員会で協議の上、理事会で決定する。

就職支援金貸与申請書

公益社団法人益田市医師会 会長 様

申 請 日 年 月 日

申請者氏名 (自署)

住 所

電 話 番 号

私はこの度の就職にあたり、U・Iターン就職支援金貸与規程に基づき、下記の通り就職支援金の貸与を申請いたします。

記

(単位：円)

新生活準備費用（定額）		A	150,000
転居費用 小計（上限15万円） ※小計額は10,000円未満の額は切り捨てる		B	
転居費用の明細			
就職支援金貸与申請額 合計（最高30万円）		A+B	

* 支払いの事実が確認できる書類（領収書等）の写しを添付すること

決 裁 欄					合 議 欄	
会 長	院 長	施設長	事務局長	事務長	経理課長	総務人事課長

就職支援金借用証書

年 月 日

公益社団法人益田市医師会 会長 様

借 用 者 住 所

氏 名 ㊟

連帯保証人 住 所

氏 名 ㊟

借用者との関係（ ）

電話番号

私は益田市医師会 U・I ターン就職支援金貸与規程に基づく就職支援金として、下記の要領により確かに受領しました。

記

1 借用金額 金 円

2 借用期間 自 年 月 日
至 年 月 日

3 借用者は借用した就職支援金の返還について、遅滞なくその債務を履行致します。

4 連帯保証人は、借用した就職支援金の返還について、本人と連帯してその債務を負担します。